

2025年1月31日

各 位

会 社 名 株式会社ティーガイア 代表者名 代表取締役社長 石田 將人 (コード:3738 東証プライム) 問合せ先 経営企画部長 林 薫 (TEL,03-6409-1010)

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了 並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2024年12月25日付の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の定めに基づき自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下「本自社株公開買付け②」といいます。)を行うことを決議し、2024年12月26日より本自社株公開買付け②を実施しておりましたが、本自社株公開買付け②が2025年1月30日をもって終了いたしましたので、その結果について以下のとおりお知らせいたします。

なお、本自社株公開買付け②の終了をもって、2024年12月25日付の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

また、本自社株公開買付け②の結果、2025年2月25日(本自社株公開買付け②の決済の開始日)付で当社のその他の関係会社及び主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

- I. 本自社株公開買付け②の結果について
 - 1. 買付け等の概要
 - (1) 公開買付者の名称及び所在地 株式会社ティーガイア 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
 - (2) 買付け等をする上場株券等の種類 普通株式
 - (3) 買付け等の期間
 - ① 買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。) 2024年12月26日(木曜日)から2025年1月30日(木曜日)まで(20営業日)
 - ② 公開買付開始公告日 2024年12月26日(木曜日)
 - (4) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金2.473円
 - (5) 決済の方法
 - ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地 (公開買付代理人) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
 - ② 決済の開始日

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本自社株公開買付け②による買付け等の通知書を本自社株公開買付け②に係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

- (注)本自社株公開買付け②により買い付けられた株式に対する課税関係について
- (※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本自社株公開買付け②に応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本自社株公開買付け②に応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額の全てが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。)15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。)第9条の3に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、2023年10月1日以後に支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本自社株公開買付け②に応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本自社株公開

買付け②による譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本自社株公開買付け②に応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、2023年10月1日以後、その配当等の支払いに係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限る)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

本自社株公開買付け②に応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が 買付予定数(17,000,000株)を超えなかったため、応募株券等の全部の買付け等を行います。

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	17,000,000株	一株	16, 115, 700株	16, 115, 700株

- (2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算 該当事項はありません。
- 3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所 株式会社ティーガイア 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号
- II. 自己株式の取得終了について
 - (1) 買付け等の概要 普通株式
 - (2) 取得した株式の総数

16, 115, 700株

- (注)発行済株式総数に対する割合28.74%(小数点以下第三位を四捨五入)
- (3) 株式の取得価額の総額 39,854,126,100円

- (注)上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸費用は含まれておりません。
- (4) 取得した期間 2024年12月26日 (木曜日) から2025年1月30日 (木曜日) まで
- (5) 取得方法

公開買付けの方法による

なお、本自社株公開買付け②の終了をもって、2024年12月25日付取締役会の決議による会社法第165 条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の 取得は終了いたしました。

(ご参考)

自己株式の取得に関する2024年12月25日付取締役会における決議内容

- (1) 取得する株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総数

17,000,000株(上限)

(注)発行済株式総数に対する割合30.32%(小数点以下第三位を四捨五入)

- (3) 株式の取得価額の総額 42,041,000,000円(上限)
- (4) 取得する期間 2024年12月26日 (木曜日) から2025年2月28日 (金曜日) まで

III. その他の関係会社及び主要株主の異動について

1. 異動予定年月日

2025年2月25日 (火曜日) (本自社株公開買付け②の決済の開始日)

2. 異動が生じる経緯

当社は、2024年12月26日から2025年1月30日までを公開買付期間とする本自社株公開買付け②を実施しておりましたが、本自社株公開買付け②が2025年1月30日をもって終了いたしました。

本自社株公開買付け②において、光通信株式会社(以下「光通信」といいます。)、当社の主要株主である株式会社UH Partners 2(以下「UH Partners 2」といいます。)、株式会社UH Partners 3(以下「UH Partners 3」といいます。)及び株式会社エスアイエル(以下、光通信、UH Partners 2及びUH Partners 3と併せて、「光通信グループ」といいます。)よりそれらの所有する当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の全部(合計16,115,700株)の応募があり、当社は光通信グループの応募株式の全てを取得することとなりました。

この結果、本自社株公開買付け②の決済が行われた場合には、2025年2月25日(本自社株公開買付け②の決済の開始日)をもって、光通信グループの親会社であり当社のその他の関係会社である株式会社光通信は当社のその他の関係会社に該当しないこととなり、UH Partners 2は、当社の主要株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

(1) その他の関係会社に該当しないこととなる株主の概要

(1) C : ID : NIME I - NIME COLUMN COL			
1	名称	株式会社光通信	
2	所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	
3	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和田 英明	

4	事業内容	法人サービス、個人サービス、取次販売		
(5)	資本金	54, 259百万円(2024年9月30日現在)		
6	設立年月日	1988年2月5日		
7	大株主及び持株比率	有限会社光パワー(39.19%)(2024年9月30日現在)		
8	8 上場会社と当該株主の関係			
	資本関係	当社の普通株式16,115,700株を保有しております。		
人的関係		該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への	該当事項はありません。		
	該当状況			

(2) 主要株主に該当しないこととなる株主の概要

1	名称	株式会社UH Partners 2
2	所 在 地	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号
3	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 井上 明怜
4	事 業 内 容	有価証券の保有管理
(5)	資 本 金	101百万円

4. 異動前後における当該株主の所有する株式の数、議決権の数及び議決権所数割合

(1) 株式会社光通信

	₽₩	議決権の数(議決権所有割合)		
	属性	直接所有分	合算対象分	合計
異動前	その他の関係会社		161, 157個 (33. 42%)	161, 157個 (33. 42%)
異動後	-	-	-	-

(注) 議決権所有割合は、2024年9月30日現在の当社の発行済株式総数56,074,000株から、同日現在の議決権を保有しない株式数248,400株を控除した55,825,600株に係る総株主の議決権の数558,256個に、当社が2024年11月25日に「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」において公表いたしました住友商事株式会社(以下「住友商事」といいます。)が保有する当社株式の一部を取得することを目的とした自社株公開買付けにより当社が取得した当社株式7,600,000株に係る議決権の数76,000個を控除した議決権の数482,256個に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。

(2) 株式会社UH Partners 2

	属性	所有株式数及び議決権 の数 (議決権所有割合)	大株主順位
異動前	主要株主	5, 516, 500株 55, 165個 (11. 44%)	第3位
異動後	-	-	

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

「I.本自社株公開買付け②の結果について」に記載のとおり、本自社株公開買付け②が成立したことをもって、(i)当社が2024年9月30日付で公表いたしました「株式会社BCJ-82-1による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「意見表明プレスリリース」といいます。)の「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の当社の株主を公開買付者及び住友商事のみとするための手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)並びに(ii)本スクイーズアウト手続の完了後に公開買付者が住友商事から本応募合意株式(住友商事)を除く当社株式の全てを相対で譲り受けることで当社を公開買付者の完全子会社にする一連の手続(以下、総称して「本取引」といいます。)が実施される予定です。

なお、当社株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場していますが、本スクイーズアウト手続が実施された場合には、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。本取引に関する今後の具体的な手続及び実施時期等については、意見表明プレスリリース及び当社が2024年9月30日付で公表いたしました「自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」をご参照ください。また、本取引に関連して当社の株主の皆様にお知らせすべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上